

鹿児島県土木部における
総合評価落札方式の手引き
【トンネル災害復旧工事 試行版】
＜公表版＞

令和7年2月

鹿児島県土木部監理課

【目次】

1	総合評価落札方式の概要	
1-1	総合評価落札方式の実施に至る経緯	1
1-1-1	背景と方策	
1-1-2	品確法の成立	
1-1-3	品確法の目的	
1-1-4	効果	
1-1-5	評価方式の選択	
1-1-6	鹿児島県における総合評価の方法	
1-2	総合評価落札方式による発注手続の流れ	
1-2-1	実施手順(フロー図)	3
2	総合評価の実施手順とポイント	
2-1	簡易型の審査・評価	
2-1-1	トンネル災害復旧工事	4

1 総合評価落札方式の概要

1－1 総合評価落札方式の実施に至る経緯

1－1－1 背景と方策

1－1－2 品確法の成立

1－1－3 品確法の目的

1－1－4 効果

1－1－5 評価方式の選択

1－1－6 鹿児島県における総合評価の方法

総合評価落札方式の手引き

1 総合評価落札方式の概要

1-1 総合評価落札方式の実施に至る経緯

1-1-1 背景と方策

公共工事の入札においては、これまで最低制限価格以上の最低の価格で応札した者を落札決定者としていたが、近年の公共工事の縮小等に伴い低価格による入札が増加したため、品質の低下や下請業者等への賃金のしわ寄せ等が懸念される事態となった。

1-1-2 品確法の成立

このような状況から、議員立法により「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」が成立し、平成17年4月2日に施行された。

1-1-3 品確法の目的

品確法では公共工事の品質の確保を図るため、目的として

- 公共工事の品質確保に関する基本理念および発注者の責務の明確化
 - 「価格のみの競争」から「価格と品質で総合的に優れた調達」への転換⇒「総合評価落札方式」
 - 発注者をサポートする仕組みの明確化
- が掲げられている。

1-1-4 効果

- ① ペーパーカンパニー等の不良・不適格業者が排除され、技術と経営に優れた企業が伸びることのできる環境が整備される。
- ② 施工不良の未然防止、工事目的物の性能が向上することによる長寿命化、工期短縮等の施工の効率化等による総合的なコストの縮減が図られる。
- ③ 価格以外の要素が考慮された競争が行われることで、談合が行われにくい環境整備が期待される。

1-1-5 評価方式の選択

①従来の発注方式

標準的な設計、施工方法に基づき最も低い「価格」を提案したものを落札者とする方式。

②総合評価落札方式

価格及び価格以外の技術的な要素を評価の対象とし、価格と技術の両面から最も優れた者を落札者とする方式。

なお、工事の特性等に応じて、特別簡易型、簡易型、標準型のいずれかの方式を選択する。

【特別簡易型】

技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事において、簡易な施工計画を要件とせず、表彰実績や工事成績等を評価する方式。

【簡易型】

技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事において、特定のテーマに関する簡易な施工計画のほか、表彰実績等を評価する方式。

【標準型】

技術的な工夫の余地が大きい工事において、施工上の工夫等の技術提案や施工計画、表彰実績等を評価する方式。

1-1-6 鹿児島県における総合評価の方法

技術資料を提出した者に対して標準点を与え、さらにあらかじめ設定した評価項目について基準に従って評価を行い、0点～12点の範囲で加算点を加えたものを技術評価点とし、技術評価点を評価点を入札価格で除した値を評価値とする。

$$\begin{aligned} \text{評価値} &= \text{技術評価点} / \text{入札価格} \times \text{定数} \\ &= (\text{標準点} + \text{加算点}) / \text{入札価格} \times 100,000,000 \end{aligned}$$

(評価値) 価格評価点と価格以外の評価点(技術評価点)を総合した評価点。

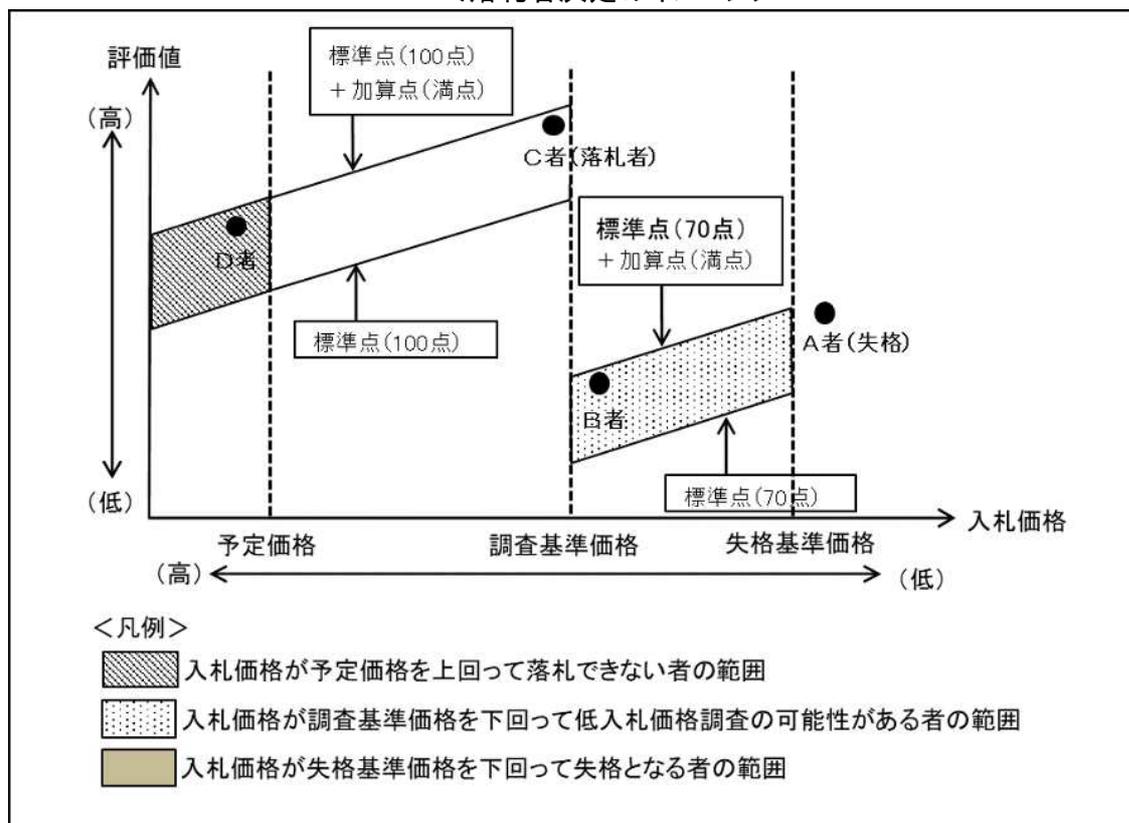
※少数4位まで(小数5位四捨五入)

(標準点) 技術資料を提出し、入札に参加した者全てに与えられる点数。

鹿児島県低入札価格調査実施要領(平成8年11月1日施行)第3条に定める調査基準価格以上の入札価格で入札した者には100点、調査基準価格を下回る入札価格で入札した者には70点を与える。

(加算点) 入札参加希望者から提出された技術資料等(工事实績等)から価格以外の要素を評価し点数化したもの(12点満点)

<落札者決定のイメージ>

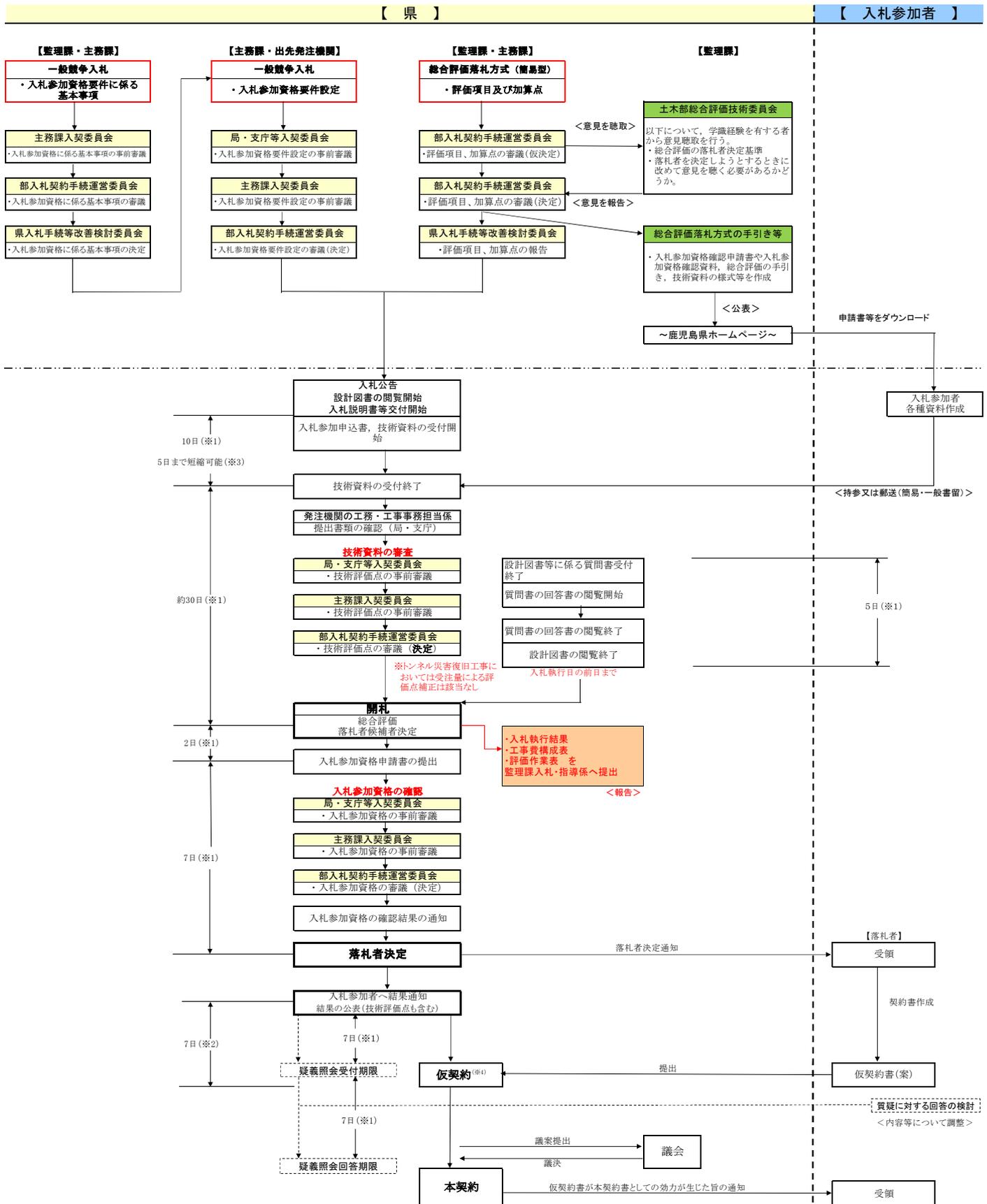


1 総合評価落札方式の概要

1-2 総合評価落札方式による発注手続の流れ

1-2-1 実施手順（フロー図）

トンネル災害復旧工事における総合評価落札方式(簡易型)の手続きフロー
 〈一般競争入札 事後審査型〉



※1 土日、休日を除く
 ※2 落札者の契約書提出期限
 ※3 主務課と協議のこと(但し、原則、短縮しないこと)
 ・技術資料の受付期間の短縮事例(補正の年度末発注分を早期契約するため、閲覧期間を短縮して発注する場合等)
 ※4 対象: 予定価格5億円以上の場合

2 総合評価の実施手順とポイント

2-1 簡易型の審査・評価

2-1-1 トンネル災害復旧工事

令和6・7年度 総合評価落札方式(簡易型)における 評価項目, 加算点及び評価基準

別表

◇トンネル災害復旧工事

評価項目及び加算点		評価基準	提出様式 <small>※添付書類別紙のとおり</small>
技術提案 4.0点	簡易な施工計画書	発注者が指定した内容(課題①)について、現場特有の施工上の課題を正しく理解しているか。また、課題に対する対策の手法が、トンネル技術に精通した知識と経験に基づき計画されているか等について審査する。	①[様式1-1]
	① 施工上の課題に対する技術的所見 (2.0点) (~ 点) ② 施工上配慮すべき事項 (2.0点) (~ 点) ※ 具体的な評価基準は案件毎に設定	発注者が指定した内容(課題②)について、現場特有の施工上配慮すべき事項を正しく理解しているか。また、配慮する事項に対する対策の手法が、トンネル技術に精通した知識と経験に基づき計画されているか等について審査する。	②[様式1-2]
企業の施工能力 2.0点	過去15年間に於ける国又は県のトンネル工事の県内施工実績[代表者] (1) 2件以上の実績あり (2.0点) (~ 点) (2) 1件の実績あり (1.0点) (~ 点) (3) 実績なし (0.0点) (~ 点)	[代表者の実績] 平成21年度から令和6年度 ^{※1} までに完成検査を受けた下記①～②のいずれかの工事において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、県内におけるトンネル本体工事の施工実績を有するか。 (1) 鹿児島県の土木部発注工事(建築課所管発注工事を除く) (2) 国土交通省九州地方整備局発注工事	[様式2]
配置予定技術者の能力 2.0点	過去10年間に於ける国又は県の表彰実績[代表者] ※当該案件の入札公告日までに表彰を受けたものを含む。 (1) 現在の会社での表彰実績あり (2.0点) (~ 点) (2) 上記以外での表彰実績あり (1.0点) (~ 点) (3) 実績なし (0.0点) (~ 点)	[代表者の配置予定技術者の実績] 平成26年度から令和6年度 ^{※2} において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、国土交通省発注工事、本県(土木部・農政部・環境林務部)優良工事等表彰実施要領に基づき、優秀技術者表彰(建築課所管発注工事を除く)を受けた技術者であるか。 ただし、入札公告日までに優良技術者表彰を受けているものに限る。(表彰決定通知等含む)	[様式3]
地域貢献度 上限 4.0点	代表者の営業所の所在 (1) 県内に営業所を有する者 (2.0点) (~ 点) (2) (1)以外 (0.0点) (~ 点)	代表者について、県内に営業所を有する者であるか。 ※入札参加申込書の提出期限の日に設置されている営業所を対象とする。	[様式4-1]
	代表者以外の構成員の主たる営業所の所在 (1) 工事箇所の所在する振興局管内に主たる営業所を有する者 (2.0点) (~ 点) (2) (1)以外 (0.0点) (~ 点)	代表者以外の構成員の各者について、管内に主たる営業所を有する者であるか。 ※上限は2.0点 ※代表者以外の構成員の各者のみを評価対象とする。 ※入札参加申込書の提出期限の日に設置されている営業所を対象とする。	[様式4-2]
合計		12.00 点	

※1 令和7年度に公告を行う工事は、平成22年度から令和7年度を評価対象とする

※2 令和7年度に公告を行う工事は、平成27年度から令和7年度を評価対象とする

総合評価落札方式技術資料申請書様式

1 配付資料

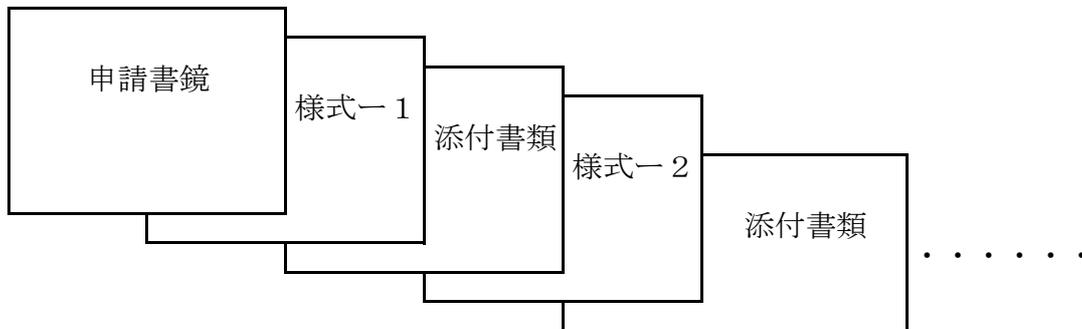
- (1) 技術資料の提出様式及び添付書類一覧 1 枚
- (2) 総合評価落札方式技術資料申請書（様式・作成要領含む） 1 式（8 枚綴り）

2 総合評価落札方式技術資料の提出

- (1) 提出方法 持参又は、郵送（一般、簡易書留）により送付すること。
- (2) 提出部数 1 部
 - ※ 提出様式 1-1 及び 1-2 については電子媒体（CD）も提出すること。
- (3) 受付期間 入札公告等参照
- (4) 受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- (5) 受付場所 入札公告等参照

3 その他

- (1) 申請書等の編綴について
綴じずにクリップ留め等の状態とし、添付書類は申請書鏡の『1. 提出資料』の順に、関連様式の後ろに添付すること。



- (2) 技術資料の作成方法について
技術資料については、上記「1 配付資料」に基づき作成すること。
- (3) 提出資料の修正等について
技術資料提出後における資料の修正は、技術資料提出期間に限り認めるものとする。
また、技術資料に不明な点がある場合、発注者が確認を行い追加資料を求める場合がある。（但し、新たな評価対象となる項目の追加資料の意味ではない）

技術資料の提出様式及び添付書類一覧

■ 実績の有無に限らず「提出様式」は提出必須

◇トンネル災害復旧工事

評価項目		提出様式 (必須)	実績を有する場合の添付書類(◎：必須，※：必要に応じ)
技術提案	施工上の課題に対する技術的所見	[提出様式1-1]	添付書類なし
	施工上配慮すべき事項	[提出様式1-2]	添付書類なし
施工企業の能力	過去15年間における国又は県のトンネル工事の県内施工実績	[提出様式2]	◎コリンズの工事カルテ及び竣工登録工事カルテ受領書の写し又はコリンズの登録内容確認書の写し ※コリンズ登録がないもの、工種の判断ができないものは、実績証明書を添付
術配置の予定能力	過去10年間における国又は県の表彰実績	[提出様式3]	◎表彰状の写し（令和6年度に表彰が決定しているが表彰日が未到来の場合は当該表彰決定通知書等の写し）
地域貢献度	代表者の営業所の所在	[提出様式4-1]	◎納税証明書の写し（3ヶ月以内に公布を受けたもの） ◎登記事項証明書（会社・法人）の写し
	代表者以外の構成員の主たる営業所の所在	[提出様式4-2]	◎建設業許可申請書の表紙及び営業所一覧の写し又は、「営業所の変更（新設）届出書」の写し 上記は、いずれも公告日以前のうち直近のもの。

- 注) 1. 書類は全てA4サイズで作成すること。
 2. 各様式はパソコン等で作成すること。
 3. 記載内容及び添付資料に疑義が生じた場合、発注者から確認を行うことがある。

総合評価落札方式技術資料申請書

年 月 日

(契約担当者) 殿

(代表者名) 住所
商号又は名称
代表者
[許可番号: -]

(代表者以外の構成員名) 住所
商号又は名称
代表者
[許可番号: -]

(代表者以外の構成員名) 住所
商号又は名称
代表者
[許可番号: -]

総合評価落札方式技術資料申請書の提出について

(例) ○○○○○○工事 (○○トンネル) の技術資料を提出します。

添付の様式及び資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

また、本入札においては、入札金額とともに本技術資料をもって入札することを誓約します。

提出した技術資料の内容に虚偽が認められた場合、入札無効となっても異議はありません。

なお、提出資料及び問い合わせ先は下記のとおりです。

記

1. 提出資料

提出様式【必須】	評価項目	
[提出様式1-1]	技術提案 (簡易な施工計画書)	施工上の課題に対する技術的所見
[提出様式1-2]		施工上配慮すべき事項
[提出様式2]	企業の施工能力	過去15年間における国又は県のトンネル工事の県内施工実績
[提出様式3]	配置予定技術者の能力	過去10年間における国又は県の表彰実績
[提出様式4-1]	地域貢献度	代表者の営業所の所在
[提出様式4-2]		代表者以外の構成員の主たる営業所の所在

2. 問い合わせ先

担当者 : _____ (所属企業名 : _____)

電話番号 : _____

【簡易な施工計画書】

施工上の課題に対する技術的所見

JV名		(例) ●・●・●・●特定建設工事共同企業体	
課題①		(入札公告資料に記載)	
設定理由		(入札公告資料に記載)	
(例) 提案1	課題		0
	手法		0
	効果		0
	図表		
		文字数 (300文字/1提案 以内)	

【簡易な施工計画書】
 施工上配慮すべき事項

JV名		(例) ●・●・●特定建設工事共同企業体	文字数 (300文字/1提案 以内)	
課題②		(入札公告資料に記載)		
設定理由		(入札公告資料に記載)		
(例) 提案1	課題		0	0
	手法		0	
	効果		0	
	図表			

簡易な施工計画に係る作成要領（令和6・7年度）

1 作成要領

- (1) 別表に示す課題（2件）について、それぞれ提出様式1-1及び2に記載すること。
- (2) 工事や現場の条件から課題を抽出し、具体的な手法及びその効果を手法毎に記載すること。
- (3) 手法の欄には、要因及び対策（必要に応じて、場所、工法、数量、時期）を、具体的に記載すること。
- (4) 手法に記載した内容を補完する図表、写真、文献等の抜粋（以下「図表等」という。）は、必要に応じて提出様式内の図表枠内に添付してもよい。
ただし、図表枠に記載した文章については、評価の対象としない。
図表等は標準的なプリンター（300dpi程度）印刷で明確に判読できるものとし、提案毎に添付する。判読できない資料は評価の対象としない。
- (5) 文字はMSゴシックとし、文字サイズは10ポイントとする。
- (6) 各提出様式の字数は、全角、半角にかかわらず、句読点、数字、記号、スペース、改行を含み、1提案について300字以内とする。

記入方法（記入例）

（課題） 覆工コンクリートの品質確保<13字>

（手法） トンネル覆工コンクリートの打継ぎ部におけるひび割れ・充填不足は、将来的な漏水・剥離の原因となるため、覆工コンクリートの水密性の向上を目的に、箱抜き部の型枠には〇〇を使用し、コンクリートは△△で充填を行う。<102字>

（効果） 〇〇材の使用及び△△による充填で水密効果が期待できる。<27字>

[合計] 142字≦300字

2 審査

- (1) 提案本文が規定文字数を超過した場合、審査対象外とする。
- (2) 評価しないもの
 - ・ 技術テーマの設定理由の趣旨を逸脱すると判断した場合。
 - ・ 一般論や抽象的な内容のみで、具体的な対策の記載が無い場合。
例：「原則として…」 「必要に応じ…する」 「極力」 「注意を払う」 等
 - ・ 内容に対し、履行するのか不明確であると判断した場合。
例：「〇〇が確認された場合は、××により対策を行う」 等
 - ・ 単に品質管理の頻度を増やしたり、又は、出来形の基準を厳しくしたりするなど、現場の生産性向上に繋がらないと判断した場合。
 - ・ 提案内容が重複すると判断された場合の2つ目以降の手法。

3 提出方法

- (1) 紙媒体1部に加え、電子媒体（CD）1部を提出すること。
- (2) 電子媒体については、Excelファイル（配布様式と同じ形式）とする。
- (3) 電子媒体（CD）には、工事名及び特定建設工事共同企業体の名称を記載すること。
- (4) Excelファイルの名称は、特定建設工事共同企業体の名称とし、同一のファイルが複数となる場合、ファイル末尾に番号を付すこと。

4 様式ファイル

- (1) 様式ファイルの書式（列幅、行幅、数式）は変更しないこと。
- (2) 提案数に応じてシートを追加すること。

[提出様式2]

工 事 名： (例) ○○○○○○工事 (○○トンネル)

J V企業名： (例) ○・○・○特定建設工事共同企業体

(評価対象)

代表者名：

【企業の施工能力】

過去15年間における国又は県のトンネル工事の県内施工実績

評 価 基 準	
【評価対象期間】	平成21年度～令和6年度 ^{※1} に完成検査を受けたもの
【対象工事】	鹿児島県土木部発注工事(建築課所管発注工事を除く)又は国土交通省九州地方整備局発注工事
【対象者】	上記工事の単独の元請又は共同企業体の構成員

施工実績の有無 ※必ず記載	(例) <u>2件以上</u> ・ 1件 ・ 無	
実績がある場合 (1件目)	発注機関名	(例) 鹿児島県○○地域振興局建設部
	工 事 名	(例) ○○工事 (○○工区)
	工 期	令和 年 月 日 ～令和 年 月 日

実績がある場合 (2件目)	発注機関名	(例) 鹿児島県○○地域振興局建設部
	工 事 名	(例) ○○工事 (○○工区)
	工 期	令和 年 月 日 ～令和 年 月 日

- 注) 1. 当該入札に参加する代表者の実績とする。
2. NATM工法による道路トンネル工事の実績とする。
3. 工事の内容確認のため、本様式にコリンズの工事カルテ及び竣工登録工事カルテ受領書の写し又はコリンズの登録内容確認書の写しを添付すること。(提出必須)
(※コリンズ登録がないもの、工種の判断ができないものは、実績証明書を添付)
4. 実績が無の場合でも、上記様式には記載をすること。
ただし、評価対象とならないので、添付資料は不要とする。

※1 令和7年度に公告を行う工事は、評価対象期間を平成22年度から令和7年度とする。

工 事 名： (例) ○○○工事 (○○トンネル)

J V企業名： (例) ○・○・○特定建設工事共同企業体

(評価対象) 代表者名：

【配置予定技術者の能力】

過去 10 年間における国又は県の表彰実績

評価対象期間		平成 26 年度～令和 6 年度に表彰 ^{※1}		
○配置予定技術者 ※必ず記載		ふりがな 氏名	かんり たろう (例) 監理 太郎	
○優秀技術者表彰の有無 ※必ず記載		(例) (有) ・ 無		
表彰実績がある場合	表彰時点の企業名 ※必ず記載し、「現在の会社」又は「以前の会社」の該当する欄に○を記入	(例) (株) ○△建設	現在の会社	
			以前の会社	○
	表 彰 名	(例) 鹿児島県土木部優良技術者表彰		
	表彰工事名称	(例) ○○工事 (○○工区)		
	表彰者 (機関名)	(例) 鹿児島県土木部長		
	受賞年月日	(例) 平成30年10月3日		

- 注) 1. 当該入札に参加する代表者の配置予定技術者の実績とする。
2. 配置技術者を複数提出する場合は、各候補者毎に資料を作成すること。
3. 表彰状の写し (令和 6 年度^{※2}に表彰が決定しているが表彰日が未到来の場合は当該表彰決定通知等の写し) を添付すること。(提出必須)
4. 現在の会社で表彰を受けた技術者で、表彰状の写しに企業名が表示されていない場合は、表彰の時点で現在の会社に所属していたことを証する書類 (健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書等の写し等) を添付すること。
5. 表彰実績の有無に限らず、「○」の配置予定技術者、実績の有無は記載すること。
6. 評価期間は、受賞した工事の完成年度ではなく、受賞年度の期間。
7. 国は国土交通省、県は土木部 (建築課所管発注工事を除く)、農政部又は環境林務部発注工事を対象とする。
8. 令和 6 年度^{※2}においては、入札公告日までに表彰を受けたものに限る (表彰決定通知等を含む)。

※ 1 令和 7 年度に公告を行う工事は、評価対象期間を平成 27 年度から令和 7 年度とする。

※ 2 令和 7 年度に公告を行う工事は、令和 7 年度とする。

工 事 名： (例) ○○○工事 (○○トンネル)

J V企業名： (例) ○・○・○特定建設工事共同企業体

(評価対象) 代表者名：

【地域貢献度】

代表者の営業所の所在

評価対象	該当 ※必ず記載
(1) 鹿児島県内に営業書を有する者	(例) ○
(2) (1)以外	

注) 1. 当該入札に参加する代表者を評価対象とする。

2. (1), (2)のいずれか該当するものに「○」を記載すること。

3. (1)に該当する場合は、次の資料を提出すること。(提出必須)

- ・納税証明書(法人県民税又は法人事業税の納付額, 納付済み額を示すもの。(3ヶ月以内に公布を受けたもの)の写し。

- ・登記事項証明書(会社・法人)の写し

4. 入札参加申込書の提出期限の日に設置されている営業所を対象とする。

工 事 名： (例) ○○○工事 (○○トンネル)

J V企業名： (例) ○・○・○特定建設工事共同企業体

代表者名：

(評価対象) 代表者以外の構成員①名：

(評価対象) 代表者以外の構成員②名：

【地域貢献度】

代表者以外の構成員の主たる営業所の所在

評価対象	代表者以外の 構成員① ※必ず記載	代表者以外の 構成員② ※必ず記載
(1) 工事箇所の所在する振興局管内に主たる営業所を有する者		(例) ○
(2) (1)以外	(例) ○	

注) 1. 当該入札に参加する代表者以外の構成員の各者のみを評価対象とする。

2. (1), (2)のいずれか該当するものに「○」を記載すること。

3. (1)に該当する場合は、次の資料を提出すること。(提出必須)

- ・建設業許可申請書の表紙及び営業所一覧(別紙二(1)又は別紙二(2))の写し(直近のもの)又は、「営業所の変更(新設)届出書」(様式第二十二号の二 第一面及び第二面)の写し(直近のもの)

※ここでの直近のものとは、公告日以前のうち直近のものとする。

4. 入札参加申込書の提出期限の日に設置されている営業所を対象とする。